

## 檜枝岐村簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 檜枝岐村

事 業 名 : 檜枝岐村簡易水道事業

策 定 日 : 令和 元 年 8 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 令和 8 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 給水

|                     |                 |        |                           |
|---------------------|-----------------|--------|---------------------------|
| 供用開始年月日             | 昭和 35 年 1 月 1 日 | 計画給水人口 | 613 人                     |
| 法適(全部・財務)<br>・非適の区分 | 非適用             | 現在給水人口 | 552 人                     |
|                     |                 | 有収水量密度 | 0.408 千m <sup>3</sup> /ha |

## ② 施設

|         |   |           |         |        |
|---------|---|-----------|---------|--------|
| 水 源     | <input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 泉水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 湧水(複数選択可) |           |         |        |
| 施 設 数   | 浄水場設置数  |           | 管 路 延 長 | 8.5 千m |
|         | 配水池設置数  | 2         |         |        |
| 施 設 能 力 | 587 m <sup>3</sup> /日   | 施 設 利 用 率 | 28.01 % |        |

## ③ 料金

|                            |  |  |  |
|----------------------------|--|--|--|
| 料 金 体 系 の 方 概 要 ・ 考 え      | <水道使用料><br>一般家庭 基本水量10m <sup>3</sup> 基本料金934円 超過料金90円/m <sup>3</sup><br>公共施設 基本水量30m <sup>3</sup> 基本料金1,933円 超過料金90円/m <sup>3</sup><br>営業施設 基本水量10m <sup>3</sup> 基本料金985円 超過料金90円/m <sup>3</sup> |  |  |
|                            | <メーター使用料><br>13mm~19mm 66円/月<br>20mm~24mm 102円/月<br>25mm~29mm 204円/月<br>30mm~39mm 306円/月<br>40mm~ 510円/月<br><br><水道使用料(+超過料)> + <メーター使用料>で当月料金を算定(全て税込)  |  |  |
| 料金改定年月日<br>(消費税のみの改定は含まない) | 平成 15 年 4 月 1 日  |  |  |

## &lt;料金表&gt;

| メーター口径    | 一般家庭<br>基本料金(~10m <sup>3</sup> )<br>1か月につき | 公共施設<br>基本料金(~10m <sup>3</sup> )<br>1か月につき | 営業施設<br>基本料金(~10m <sup>3</sup> )<br>1か月につき | 超過料  |
|-----------|--|--|--|--|
| 19mm 以下   | 1,000円 (934+66)<br>※以下同様                   | 1,999円 (1933+66)<br>※以下同様                  | 1,051円 (985+66)<br>※以下同様                   | 超過量1m <sup>3</sup> につき90<br>円の超過料が加算<br><br>例)一般家庭で15m <sup>3</sup> 使<br>用した場合<br>934+66+(5×90)<br>=1,450円 |
| 20 ~ 24mm | 1,036円                                     | 2,035円                                     | 1,087円                                     |  |
| 25 ~ 29mm | 1,138円                                     | 2,137円                                     | 1,189円                                     |  |
| 30 ~ 39mm | 1,240円                                     | 2,239円                                     | 1,291円                                     |  |
| 40mm 以上   | 1,444円                                     | 2,443円                                     | 1,495円                                     |  |

#### ④ 組織

産業建設課 担当職員数 2人(全員一般行政職で技術職は無し)  
課長  
上下水道担当1人

#### (2) これまでの主な経営健全化の取組

小規模で、周辺自治体と遠距離であるため、広域化等の取組はしていない。  
本管水道や宅内の水道など故障等があればできる範囲で職員が直営対応することで、費用を抑え住民サービスの向上に努めている。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

#### (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

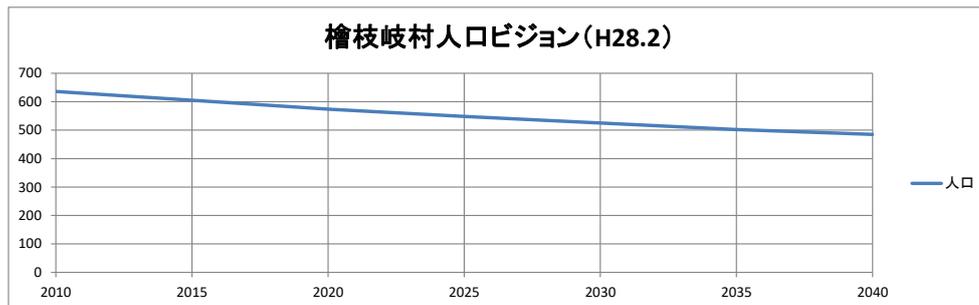
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

添付の経営比較分析表の分析欄の通り

## 2. 将来の事業環境

#### (1) 給水人口の予測

檜枝岐村人口ビジョン(平成28年2月)を見ると、右肩下がりでも推移しているが、直近ではUターン者の増や出産の増があるため、横ばいになると考える。



#### (2) 水需要の予測

事業概要の②施設中の「施設利用率」が低い場合、平均で見た場合は水需要が減っていると解釈できるが、観光立村の当村においてはシーズン中の夏で見た場合の利用率は8割(H28実績)にも上るため、時期に応じて水需要の増減も考える必要がある。  
そのため、一概に水需要が減っていると考えなくてもよいと思われる。

(3) 料金収入の見通し

当会計の収入はほとんどが料金収入である。現状ではこの料金収入で適切な維持修繕を行っており、また黒字会計であるため健全な運営ができなくなる兆しが見えてから水道料金の改定を行うなど無理のない体制とする。消費税率の変動がある場合などは適宜料金改定を行う。

(4) 組織の見通し

「(1)給水人口の予測」を見て人口が横ばいになることを踏まえると、職員数も現在と変わらないものになっていくと考える。

3. 経営の基本方針

第一に住民に安全で安定した水道を提供し、災害時にも自然流下という利点を生かし供給できるよう日々の管理に努める。水道料金などの制度の改正は時期を見て対応していくが、安心して利用できるよう村民を最優先に考える。観光立村であることを踏まえ、住民・営業施設などが生活・運営しやすいよう水道料金等の負担が少ない水道事業を行っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

|     |  |
|-----|--|
| 目 標 | ・無駄な支出を抑え現状の管理を維持したまま健全な運営を行う<br>・高価な施設や設備を効率的に点検・修繕し、大きな故障などで水道の供給に支障が出ないように努める |
|-----|--|

管路が自然流下のため、今後も不要な支出を抑えることが期待できる。  
故障等があっても突発的な修繕で臨機応変に対応する。例年の修繕費用が150万円以内で抑えられている。  
ろ過機などの高価な施設・設備について安定した水供給が行えるよう、定期的に点検・保守を行う。  
ろ過機を含めた故障した場合の影響が大きい施設・設備について断水等の事故につながらないように日頃の点検を意識的に行う。

## ② 収支計画のうち財源についての説明

| 目 標 |  |
|-----|--|
|     | <ul style="list-style-type: none"><li>・今後も使用料金のみで経営できるよう努める</li><li>・施設利用率が28.01%のため、使用量を増加させ常時30%越えを目指す</li></ul> |

村内の民家、営業施設の水道使用料を主要な財源としている。  
そのほかの財源に、風評被害対策として使用料の割引を行っており、その割引分を一般会計から繰り入れている。  
施設利用率が低い場合、ハイシーズン以外にも全体的に使用量が増えれば利用率も高くなるが、観光人口の増加が不可欠であり、水道のみならず村全体としての課題である。

## ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料や修繕費については年々人件費や各種単価が増額する傾向のため、委託項目削除など費用を極力抑えて対処していく必要がある。  
委託料では水質検査費用が大きいですが、省略できるものは省略し、修繕については担当者のスキルアップを図ることで直営で安価に済ませることができると見込んでいる。  
償還を除き基本的な費用は、実績の費用を平均している。

## (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

|   |  |
|---|--|
| 広 域 化   | 小規模で、周辺自治体と遠距離であるため、広域化等の取組は考えていない。  |
| 民間の資金・ノウハウ等の活用<br>( PPP/PFI 等 の 導 入 等 )       | 自治体内に管理業者は存在せず、規模も小さいため自前でできる範囲は自前で行うべきと考えている。<br>無理に民間委託等する方がかえって費用がかさんでしまう恐れがある。 |
| アセットマネジメントの充実<br>( 施設・設備の長寿命化等<br>による投資の平準化 ) | 更新等の費用は必要であるが、設置機械はろ過機や塩素点滴装置のみであるため、長寿命化計画の活用を検討をしている。                            |
| 施設・設備の廃止・統合<br>( ダウンサイジング )                   | 現状で2つの配水池を使用しているが、正常に運営できている。  |
| 施設・設備の合理化<br>( スペックダウン )                      | 同上   |
| そ の 他 の 取 組                                   | 特になし   |

② 財源についての検討状況等

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 料 金                              | 今後の経営状況を見て判断するが、経営の基本方針をもとに検討する。              |
| 企 業 債                            | 大きな修繕や工事などで活用していくが、簡易水道債など交付税措置率が乏しいものは活用が難しい |
| 繰 入 金                            | 今後も、一般会計が負担すべき費用を繰り入れ、安易な繰り入れはしないよう努める。       |
| 資産の有効活用等(*2)による<br>収 入 増 加 の 取 組 | 取組み予定なし                                       |
| そ の 他 の 取 組                      | 特になし  |

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、<br>改定等に関する事項 | PDCAサイクルを基本として検証・更新していきたいが、効率的に行えるノウハウがないため、その都度メモや備忘録等を残し次回の経営戦略改正の時期に反映させていく。 |
|-------------------------|---|



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

| 年 度  | 28年度<br>(決算) | 29年度<br>(決算) | 30年度<br>(決算見込) | 令和元年<br>(見込) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|--------------|--------------|----------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区 分  |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)                        | 3,325        | 2,980        | 2,403          | 2,916        | 3,072 | 2,864 | 2,849 | 2,833 | 2,833 | 2,832 | 2,832 |
| 積 立 金 (K)                                    | 3,546        | 3,054        | 3,054          | 3,054        | 3,054 | 3,054 | 3,054 | 3,054 | 3,054 | 3,054 | 3,054 |
| 前年度からの繰越金 (L)                                | 1,902        | 1,866        | 1,774          | 1,866        | 1,866 | 1,866 | 1,866 | 1,866 | 1,866 | 1,866 | 1,866 |
| 前年度繰上充用金 (M)                                 |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)                  | 1,681        | 1,792        | 1,123          | 1,728        | 1,884 | 1,676 | 1,661 | 1,645 | 1,645 | 1,644 | 1,644 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (O)                             |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 実 質 収 支 黒 字 (P)                              | 1,681        | 1,792        | 1,123          | 1,728        | 1,884 | 1,676 | 1,661 | 1,645 | 1,645 | 1,644 | 1,644 |
| (N)-(O) 赤 字 (Q)                              |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ ) |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ ) |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した<br>資金の不足額 (R)         |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)            | 5,444        | 5,467        | 5,455          | 5,674        | 6,108 | 6,372 | 6,635 | 6,896 | 6,896 | 6,896 | 6,896 |
| 地方財政法による<br>資金不足の比率 ((R)/(S)×100)            |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 健全化法施行令第16条により算定した<br>資金の不足額 (T)             |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 健全化法施行規則第6条に規定する<br>解消可能資金不足額 (U)            |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 健全化法施行令第17条により算定した<br>事業の規模 (V)              |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 健全化法第22条により算定した<br>資金不足比率 ((T)/(V)×100)      |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 他 会 計 借 入 金 残 高 (W)                          |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 地 方 債 残 高 (X)                                |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 年 度         | 28年度<br>(決算) | 29年度<br>(決算) | 30年度<br>(決算見込) | 令和元年<br>(見込) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|--------------|--------------|----------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区 分         |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 収 益 的 収 支 分 | 1,362        | 1,383        | 1,424          | 1,112        | 834   | 556   | 278   |       |       |       |       |
| うち基準内繰入金    |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| うち基準外繰入金    | 1,362        | 1,383        | 1,424          | 1,112        | 834   | 556   | 278   |       |       |       |       |
| 資 本 的 収 支 分 |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| うち基準内繰入金    |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| うち基準外繰入金    |              |              |                |              |       |       |       |       |       |       |       |
| 合 計         | 1,362        | 1,383        | 1,424          | 1,112        | 834   | 556   | 278   |       |       |       |       |